

說林

一

太平天國詔書の改正について

市 古 宙 三

太平天國の思想・制度の研究に基本資料となるものは太平天國の官文書で、その中でも特に重要なものは、一般に「旨准頒行詔書」の名で知られてゐる次の二十九種の詔書である。

太平天國詔書は British Museum, Library of Congress, Bibli-

othèque Nationale, Preussische Staatliche Bibliothek 等に現存

し、また「賊情彙纂」や「太平天國野史」等に引用されてゐる。これらの詔書の中には、同一名の詔書であつて内容の異なるものがある。その差異の最も甚しいものは「太平詔書」「天條書」「頒行詔書」等である。これらの詔書には何れも儒教的色彩の強いものと、さうでないものとの二種があるが、前者は一八五三年三月太平天國軍が南京を占領する以前のもの、後者は南京占領後一年間に改訂せられたものである。このことから太平天國ははじめ儒教的色彩の強いものであつたが、それが南京占領とともに表面的に拭ひ去られたことが知られる。そしてこの變化は一には洪秀全の思想的發展の結果であらうが、一には楊秀清の專權と關係あるものと思はれる。

天父上帝言題皇詔
天父下凡詔書(11)

天父聖旨
舊遺詔聖書

天命詔旨書
前遺詔聖書

天條書
太平詔書

太平禮制
太平軍目
太平條規
頒行詔書

頒行曆書

三字經

幼學詩

太平救世誥

建天京於金陵論

貶妖穴爲罪隸論

詔書蓋彙頒行論

天朝田畠制度

天理要論

天情道理書

御製千字詔

欽定制度則例集編

武略書

醒世文

王長兄親目親耳共證福音書

この「旨准頒行詔書」は中國では悉く漣滅して僅かに「賊情彙纂」「太平天國野史」にその一部が傳へられるだけであるが、幸にその原本は大英博物館・パリ國民圖書館・プロイ

セン國立圖書館・ワシントン議院圖書館やケンブリッヂ大學・パリ東洋語學校・ライデン大學の附屬圖書館に現存し、この中、大英博物館のものは蕭一山氏が影印して「太平天國叢書」第一集に輯め、パリ東洋語學校のものは程演生氏が影印復刻して「太平天國史料」第一集とし、プロイセン國立圖書館のものは俞大維氏が將來して「太平天國詩文鈔」に收め、パリ國民圖書館・ケンブリッヂ大學圖書館のものは王重民氏が紹介してゐる。そして「欽定制度則例集編」のみは未だ發見されてゐないが、他は悉く現存してゐる。

これら現存する詔書の中には、同一詔書で二部三部と存するものも少くなく、「太平禮制」の如きは現在十部の存在が知られており、内容の異なるものも少からずある。それ故、僅か十五年しか續かなかつた太平天國ではあるが、もしこれを發展的に眺めようとするならば、同一詔書でしかも内容の異るものに就いては、先づその前後關係を確かめねばならぬ。蕭一山・王重民・郭廷以⁽³⁾の諸氏はこの點に留意し、何れが初版本であり何れが改正本であるかを明かにしてゐるが、

蕭一山氏と王重民・郭廷以兩氏の比定の結果は全ての詔書について逆であつて、それ故にこの結果から導き出される太平

二

天國の思想的發展も、蕭氏が初め儒教的色彩は乏しかつたけれども、南京に都してゐる間に墮落して儒教的色彩が強くなつたとするのに對し、王・郭兩氏は初め儒教的色彩が強かつたが、のちそれは少くなつたとして、逆になつてゐるのである。

私は太平天國叢書・太平天國史料・太平天國詩文鈔・賊情彙纂・太平天國野史（以下それを叢書・史料・詩文鈔・野史と簡稱する）に見られる詔書の中、比較的相違する點の大きい五つの詔書——頒行詔書・天條書・太平詔書・天父下凡詔書・天命詔旨書——について關係を考察し、併せて改正の時期、その目的にまで言及したい。⁽⁴⁾ この種の研究を原本を見ずして行ふのは無謀のそしりを免れまい。しかもそれを敢へてするのは、原本を見てゐる蕭・王兩氏の比定が全く異なるのは、原本に適確に時間的關係を判定すべきものではないかと思はれるからで、⁽⁵⁾ いささか私見を述べて諸賢の御叱正を請ふ次第である。

(イ) 頒行詔書（壬子二年新刻）東王楊秀清・西王蕭朝貴の名で、

永安から南京に至る間に發せられた三つの檄文、即ち奉天誅妖檄・奉天討胡檄・救一切天生天養諭を集めたもの。(A) 詩文鈔本、(B) 叢書本の二種がある。⁽⁶⁾ (A)(B)の相違點⁽⁷⁾ (1) 同義異語の使用による差異、例へば華夏＝中夏、語言＝言語、痛心＝懲心の如き。(2) 正誤による差異、例へば東海＝東海、淫汗＝淫汚の如き。(3) 東王楊秀清の稱號が、(A)は「眞天命太平天國左輔正軍師東王楊」であるのに、(B)は「眞天命太平天國乃師贊病主左輔正軍師東王楊」である。(4) (A)の奉天誅妖檄には

不思已爲中國之善士、本屬天朝之良民、竟輕舉其足於亡滅之路、而不知愛惜也耶。況查爾們壯丁、多是三合會黨、盍思洪門歃血、實爲同心同力以滅清、未聞結義拜盟、而反北面讐敵者也。

とあるが、(B)は傍點の箇所を

況爾四民人等、原是中國人民、須知天生真主、亟宜同心同力以滅妖。孰料良心盡泯、

とする。(5)、(A)の奉天討胡檄は胡銓の封事にならひて

嗟爾有衆、明聽予言。予惟天下者、中國之天下、非胡虜之天下也、衣食者、中國之衣食、非胡虜之衣食也、子女人民者、中國之子女人民、非胡虜之子女人民也。慨有明失政、滿洲乘蒙、混亂中國、盜中國之天下、奪中國之衣食、淫虐中國之子女人民。而中國以六合之大、九州之衆、一任其胡行。

にはじまるが、(B)は右文中の「中國」を「上帝」に、「人民」を「民人」に、「慨」以下の傍點の箇所を「慨滿洲肆毒、混亂中國」とする。そのほか(A)の「我中國之天下」を、(B)は「皇上帝當初六日造成之天下」とする等の相違がある。

(A)(B)の關係】(1)、楊秀清は初め「左輔正軍師東王」と稱したが、のち「禾乃師贖病主」の稱號を加へ、更にのちにはその上に「勸慰師聖神風」を加へ、最後には「傳天父上主皇上帝、真神聖旨勸慰師聖神風雷禾乃師贖病主左輔正軍師後師殿中軍

兼右軍東王」とする。東王が「禾乃師贖病主」なる稱號を何時から持つやうになつたか明かでないが、南京占領後間もなく咸豐三年一月十三日（一八五三・三・二十一）には既にこの稱號を使ってゐるから、(A)は南京占領前のもので、(B)はそれを改正したものと/orくる。(2)、イギリス使節 Sir S. G. Bonham 一行を乗せた “Hermes” (艦長 E. G. Fishbourne) は一八五三年四月二十一日上海を出帆、南京を訪れて五月五日歸港してゐる。この時 Bonham は南京で十二部の詔書を贈與された⁽⁶⁾。それは天條書・三字經・幼學詩・天命詔旨書・天父下凡詔書・太平詔書・頒行詔書・太平軍目・太平條規・癸好三年新曆・太平禮制・舊遺詔聖書で、その翻譯を委任された W. H. Medhurst はその譯文を順次 “North China Herald” 誌上に發表し、これを轉錄して “Books of the T'hae-ping-wang Dynasty” Shanghai, 1853. とした。しかし(A)はこの譯文と同じであらむか、Bonham が南京に滞在してゐた頃（四・一七—五・一）の「頒行詔書」は(A)であつたことを知る。Bonham よつ約一ヶ月遅れて Charles

Taylor は六月一日上海を發して鎮江を訪れ、ここに六月五日より三日間滯在し、その間に數種の詔書を得てゐるが、その「頒行詔書」は(B)と同じであるから、六月初旬に行はれてゐた「頒行詔書」は(B)であつたことを知る。以上二つの點から、(A)は南京占領前に印刷されたもので、これを一八五三年五月の間に改正したのが(B)であるといへる。しかして改正の意圖は經傳的色彩をなくすること、三合會との關係を絶つことにあつたらう。

(ロ)天條書(王子二年新刻) 宗教書。懺悔・朝晚・食飯・災病・起工・吉凶の際の祭式、禮拜日に誦する皇上帝恩徳の讃美詞、時々遵守すべき十款天條を記したもので、序として皇帝を敬拜するのは王者のみの特權でなく民衆もまたこれを敬拜し得ること、皇上帝を敬拜するのは西洋のみの風習ではなく中國でもこれが古く行はれてゐたこと、邪神を拜せず、邪事を行はず、天條を犯さなければ天堂に昇つて福を享け、しからざれば地獄に入つて苦を受けることを説く。(A)詩文鈔本、(B)叢書本、(C)野史本の三種がある。

太平天國詔書の改正について 市古

〔(A)(B)の相違點〕(1)、同義異語の使用による差異、例へば記=遵守、廢棄=鬼迷の如き。(2)、正誤による差異、例へば感人靈=惑人靈、解罪=悔罪の如き。(3)、(A)では天父皇上帝は二字擡頭、救世主耶穌は一字擡頭、(B)では前者が三字擡頭、後者が二字擡頭、(4)、(B)では皇上帝を敬拜することが王者のみの特權でなく、西洋のみの風習でないことを今有被魔鬼迷惑心腸者、勸説君長方拜得皇上帝。皇上帝、天下凡間大共之父也。君長是其能子、善正是其肖子、庶民是其愚子、暴強是其頑子。如謂君長方拜得皇上帝、且問家中父母、難道單是長子、方孝順父母乎。又有妄說、拜皇上帝是從番。不知上古之世、君民一體、皆敬拜皇上帝。蓋拜皇上帝這條大路、當初皇上帝六日造成天地、山海人物以來、中國番國、俱是同行這條大路。

といふのみであるが、(A)ではこれを大學・孟子・詩經・書經を引用して説明してゐる。また(A)は右文中の「君長」を「君狂」、「不知上古之世」を「不知中國有鑑史可考、自盤古至三代君民」、「當初皇上帝六日造成天地山海人物以來」を「攷中

國番國鑑史、當初幾千年」とする。このやうな差異、即ち(A)

が傳統的色彩の濃く、また中國の古典によつて事實を説明す

ることが多いのに對し、(B)はこれを廢して聖書的な成句術語

を用ひるやうな差異は他にも多く見られる。例へば、(A)に

「生前皇上帝看顧、死後靈魂昇天堂」とあるを、(B)は「在世

皇上帝看顧、昇天皇上帝恩愛」と書くが如き、また(A)では起

工・凶事の際には大聲で、「奉上主皇上帝命、奉救世主耶蘇

命、奉天王大道君王全命、百無禁忌、怪魔遁藏、萬事勝意、

大吉大昌」と唱へることとしてゐるが、(B)ではこれを省くが

如きである。〔(B)(C)の相違點〕(A)(B)の間に見られる差異は(B)

(C)間には全然ないが、(A)(B)の同じである讚美詞が(B)(C)では異

る。即ち(B)の讚美詞は

讚美上帝爲天聖父 講美耶蘇爲救世聖主

讚美聖神風爲聖靈 講美三位爲合一真神

眞道豈與世道相同 能救人靈享福無窮

智者踴躍接之爲福 愚者省悟天堂路通

天父鴻恩廣大無邊 不惜太子遣降凡間

捐命代贖吾儕罪孽 人知悔改魂得昇天

であるが、(C)は最初の四句を

讚美上帝爲天聖父 是獨一真神

讚美天兄爲救世主 是捨命代人

讚美東王爲聖神風 是贖病救人

讚美西王爲雨師 是高天貴人

讚美南王爲雲師 是高天正人

讚美北王爲雷師 是高天仁人

讚美翼王爲電師 是高天義人

とする。

〔(A)(B)(C)の關係〕(1)、(A)と Medhurst の翻譯した「天條書」

とは同一であるから、(A)が一八五三年四月まで行はれてゐた

ことは疑ひない。(2)、アメリカ使節 Robert M. McLane の

一行を乗せた“Susquehanna”號は一八五四年五月一十一日上海を發し南京・蕪湖を訪れて六月四日歸港し、ついでイ

ギリス使節 Sir John Bowring 一行をのせた“Rattler”號

は同年六月十六日、上海を發して南京に赴き、七月七日歸港

しており、この兩使節とも「旨准頒行詔書」をはじめとし多くの太平天國官文書を得て来てゐる。この McLane 一行は通譯として加つた E. C. Bridgman は南京から歸つて “The Insurgents at Nanking” として一文書を書いたが、その中で彼は、これまで比較的よく「聖靈」が理解されてゐたのに、「新しい讃美詞を作つた人は全く聖靈を理解してゐない」と述べてゐる。また次の “Rattler” が南京から齎した官文書の中に、頂天侯秦日綱その他侯相の名で出された讃美詞を改正する旨の告示があるが、その改正讃美詞は(C)と同じである。この告示に日月は記されてゐないが、同時に翻譯された官文書の日附から推して、陽曆五月の間のものと比定されるから、(C)は一八五四年五月頃のものとみてさしつかへあるまい。(3)、前に述べたやうに(A)と(B)とは讃美詞は同じであるが、その他の點で異り、(B)と(C)とは讃美詞は異なるがその他の點では同じであるといふ關係から、(B)は(A)と(C)との間のものであることがほぼ推測される。このことは更に次のことからも裏付けられる。即ち(B)に附されてゐる「旨准頒行詔書總目」の

詔書は十四部であるが、(C)の頒行された頃の「詔書總目」は二十一部であるから、(B)は(C)より後のものではあり得ない。また “Hermes” 南京訪問以後に出版された「頒行詔書」の總目は十四部であるから、同じく十四部の總目を持つ(B)は、五月以前に溯り得るとしてもさう遠く溯らせるることはできず、南京占領後のもとのとするのが妥當であらう。しかして南京占領後、先づ(B)が印刷され、それから約一ヶ月の間にこれが改正されて更に(A)が出版されたといふことは考へられないから、やはり(B)は(A)(C)間のものとみるべきであらう。以上の諸點から、(A)は “Hermes” 南京訪問の一八五三年五月はじめまで行はれてゐたが、その後間もなく改正されて(B)となり、翌年五月 “Susquehanna” 南京訪問の頃、更に改正されて(C)となつたのである。しかして改正の意圖は、前にあつては傳統的・經典的色彩を拂拭すること、後についでは東王楊秀清の權威恩徳を誇示することにあつたらう。

(ハ)太平詔書(壬子一年新刻)處世訓ともして貯められる。(A)史料本、(B)詩文鈔本、(C)叢書本の三種があら。

(A)(C)の相違點】(1)、同義異語の使用による差異、例へば、助詞の于||於、邪謀||邪魔、不仁不義||不義不仁の如き、(2)、正誤による差異、例へば、死自||死生、祁神||邪神、靈視||靈魂の如き、(3)、(A)は原道救世歌・百正歌・原道醒世訓・原道覺世訓の四部からなり、(C)は原道救世詔・原道醒世詔・原道覺世詔の三部からなる。即ち(A)の「歌」「訓」を(C)は「詔」とし、(C)には「百正歌」を缺く。「百正歌」は人正なれば天堂の福を享け、不正なれば地獄の境に歸すべきことを諫めたもので、「周文歸心八百、乃以正事不正。孔丘服教三千、乃以正化不正」等の語に満ちて、最も儒教的色彩の強いものである。(4)、全體的に(A)は經傳的色彩が強いたが、(C)は(A)に比べればそれが薄く、(A)にみられるやうな經傳による説明は多くこれには見られない。例へば「原道救正歌」は天父上帝こそ天地開闢の真神で、貴賤の別なくこれを敬拜しなければならない、しかして天は正に與し不正を惡むから、邪神を拜せず不正をしなければ幸福を得ることができるとの諭すのであるが、(A)は一般も上帝を拜し得ることを説いて

盤古以下至三代、君民一體敬皇天
其時狂者崇上帝、諸侯士庶亦皆然
試譬人間子事父、賢否俱循内則篇

といふのに、(C)は
上古中國同番國、君民一體敬皇天
試譬人間子事父、賢否俱宜侍養虔
とする。また飲酒をたしなめて、(A)は「請觀桀紂君天下、鐵
統江山爲酒亡」といふのを、(C)は「天父上帝惡酒、切莫鬼迷
惹滅亡」とするが如きである。「原道醒世訓」は、皇上帝は
天下凡間大共の父で、すべては天父、皇上帝のものでみな兄弟
であるから、彼此遠近によつて愛憎すべきでないといふ。そ
して(A)は古典にその例證を求めて

遐想唐虞三代之世、有無相恤、患難相救、門不閉戶、道
不拾遺、男女別塗、舉選上德。堯舜病博施、何分此土彼
土。禹稷憂飢渴、何分此民彼民。湯武伐暴除殘、何分此
國彼國。孔孟殆車煩馬、何分此邦彼邦。

といひ、また禮記禮運の「大同」をそのまま引いて説明して

るが、(C)にはこれらの引用が全て無い。「原道覺世訓」は満祀邪教を廢して天父皇上帝に歸一すれば大福を享け、然らざれば十八重地獄に落ちると教へたもので、(A)は萬物の天に歸一すべきことを説明して、

本孔伋曰、天命之謂性、詩曰天生蒸民、書曰天降下民、昭昭簡編、洵不爽也。此聖人所以天下一家、時唯民吾同胞之懷、而不忍一日忘天下。

ところに、(C)にはこれが省かれてゐる。〔(B)と(A)(C)との異同〕(B)は(A)(C)の相違點の中、(1)(2)の點では概ね(C)と同じく、(3)(4)の點では概ね(A)と同じである。ただ「原道覺世訓」の「本孔伋曰云云」は(C)と同じく無い。

〔(A)(C)の關係〕(1)、「旨准頒行詔書」の一に「太平救世歌」があるが、これは後に「太平救世誥」と改められてゐる。「太平救世歌」は東王楊秀清の作った歌であり、東王の命令は「詔諭」といはれるから、詔書名の尊嚴を保つために「太平救世誥」と改めたのであらう。しかして天王の命令は「詔令」といはれるのであるから、「太平救世歌」の場合から類

推して、「歌」「訓」といふ(A)が前、(C)が後と思はれる。(2) T. Hamberg の記す所によると一八四五・六年の一年間に洪秀全は宗教的な著述をした、それは百正歌・原道覺世訓・原道覺世訓・改邪歸正で、のち加筆されて大部分は南京で印刷された「太平詔書」の中に含まれてゐることである。⁽¹⁸⁾

「百正歌」は既に一八四五・六年の頃作られたものであるから、それを含む(A)が前、含まない(C)が後であらう。(3)、(A)は Medhurst の譯文と同じであるから、それが一八五三年四月まで行はれてゐたことは確かである。一方、(C)の「詔書總目」は十五部であるが、一八五三年五月に改正された「頒行詔書」の總目には十四部のものがあるから、(C)が(A)の後に來るのは確實である。且つ大英博物館には(C)と内容の全く同じである「太平詔書」の別本があつて、それは一八五四年六月 Bowring が南京で東王楊秀清から贈られたものであるといふから、(A)が前、(C)が後であることはいふまでもない。しかして(C)の「詔書總目」は十五部であり、一八五三年十一月の“Cassini”

(21) るから、(C)は十一月以前に頒行されたこととなる。よつて(A)は一八五三年四月には行はれており、(C)はこれより後であるが同年十一月以前に頒行されてゐたこととなる。〔(A)(B)(C)の關係〕(B)はその内容の點からいへば(A)(C)の間になければならない。さうすれば、一八五三年四月には(A)が行はれてゐたが、五月以後の何時かこれが改正されて(B)となり、更にそれは十二月以前に改正されて(C)となつたこととなる。この(A)(B)(C)の關係は、短日月の間に二度の改正が行はれたこととなつて、いささか不自然に思はれるが、(A)(C)の關係はほぼ確實と思ふ。しかしてその改正の意圖は、詔書に尊嚴さを與へること、經傳的なものを抹殺することにあつたらう。但し(C)においてもこれを完全に抹殺することはできず、「太平詔書」は「旨准頒行詔書」の中で依然として最も儒家的色彩の強いものである。

(22) 天父下凡詔書（壬子二年新刻）辛開元年（咸豐元年）十月二十九日（一八五一・一二・二二）、天父が下凡して、官兵に勾結内應した周錫能を審問した際の記録。(A)詩文鈔本、(B)史

料本の一一種がある。〔(A)(B)の相違點〕(1)、同義異句の使用による差異、例へば、爲何我＝我何爲とするが如き。(2)、正誤による差異、例へば、假辨帶妖壯＝假辨帶妖壯、悔之反矣＝悔之晚矣、易功＝易攻の如きである。(3)、天王が自らを呼ぶ場合、(A)が秀全・全と記してゐるのに對し、(B)はこれを朕とし、且つ朕の上を一字空ける。〔(A)(B)の關係〕(1)、(B)が「朕」なる語を用ひ、且つ闕字の法をとつてゐるのは尊嚴を示さんがためであること、(2)、(A)の誤字と思はれるものが(B)では正されてゐること、この一點から王重民氏は(B)は(A)の改正本とする。(23) 私は更に(3)、(A)は Medhurst の譯文と同じであるから、一八五三年四月に行はれてゐたものである。しかして(B)の「詔書總目」は十四部で、「詔書總目」十四部のものと、これと内容を異にする Medhurst の譯書との時間的關係を調べる場合、譯書の方を前とするのが妥當であることは前に述べた通りであるから、(A)は前、(B)は一八五三年五月以後の改正本とみる。

(24) 天命詔旨書（壬子二年新刻）己酉（道光二十九年）三月十

六日（一八四九・四・八）より辛開（咸豐元年）十一月初三
日に至る天父天兄の聖旨命令、及び庚戌十二月初旬より癸好
三年正月二十八日に至る天王の詔令を集めたもの。(A)史料
本、(B)詩文鈔本の二種がある。

(A)(B)の相違點】(1)、同義異語の使用に基づく差異、例へば、
管治＝管理、煩愁＝憂愁の如き、(2)、正誤による差異、例へ
ば、天排定＝天排定、詔今＝詔令、人村＝入村、龍袍角帶＝
龍角帶、又八月初七日＝辛開八月初七日、辛開十月二十五日
＝辛開十二月二十五日の如き。(3)、辛亥（咸豐元年）七月十
九日（一八五一年八月十五）茶地に於いて發せられた天王の
詔令は、(A)によれば衆兵に堅耐を諭し、且つ行軍の順序、統
率關係を示したもので、この詔令の後に

此是、前時行營、坐營、鋪排如是。今宜聽東王將令。
の一句を附ける。しかるに(B)の詔令は衆兵に堅耐を諭した分
だけで、後半分及び右に記した一句が無い。

(A)(B)の關係】王重民氏は(B)は(A)の改正本とする。⁽²⁴⁾その理由
は、(B)に省かれてゐる詔令の後半分は、蕭朝貴・石達開を前

衛、楊秀清を中衛、韋正・馮雲山を後衛とし、各々統率すべ
き軍隊を定めたものであつて、楊秀清に指揮の全權が與へら
れていないから、後に楊秀清が全權を把握するやうになつて
から、詔令の後に一句を加へた、しかもそれでも満足し得
ず、更に楊秀清は詔令の後半部を削除してしまつたとする。

この見解は妥當と思ふ。ところは Medhurst の譯書は(A)で
ある。この詔令は壬子二年新刻と記されてゐるが、壬子二年
に印刷されたものでないことは、癸好三年正月二十八日の詔
旨が含まれてゐることで明白である。癸好三年正月二十八日
は一八五三年三月一日（咸豐三年正月二十三日）⁽²⁵⁾で、南京の
圍攻は一八五三年三月八日（陰曆正月二十九日）にはじま
り、同月十九日（陰曆二月十日）には南京を占領してゐる。か
ら、(A)(B)ともに南京奪都後のものに相違ない。しかして(A)は
Medhurst の譯したものと同じだ。Medhurst は南京を占領
してから約一ヶ月後、南京から得て來たものを翻譯したので
あるから、(A)は南京占領後の最初の刻本であつて、その前に
(B)があつたとは推測されない。恐らく南京占領直後「天父下

「凡詔書」が印刷されるとき、東王楊秀清が辛亥七月十九日の詔令の後に一句を附加して(A)とし、更に五月以後に、詔令の後半分を削除したのであらう。

三

以上、頒行詔書・天條書・太平詔書・天父下凡詔書・天命詔旨書について考察して、これらの改正が悉く、一八五三年三月南京を占領してから、一八五四年五・六月に至るまでの間に行はれたこと、改正は(1)、太平天國の尊嚴を示すため、(2)、三合會との關係を絶つため、(3)、傳統的・經傳的色彩を拂拭して聖書的なものに近づかんがため、(4)、楊秀清の恩徳・權威を誇示せんがため、に行はれたことを述べた。

この詔書改正の意圖はまた南京奠都後二三年間の詔書新編の意圖でもあつた。²⁶⁾即ち(1)太平天國の尊嚴を示さんがためには一八五三年末より天父に對する擡頭を一格あげて四字擡頭とし、詔書の名にも威嚴を附して「太平救世歌」を「太平救世誥」と改め、御製の文字を冠した詔書、「御製千字詔」(甲

寅四年新刻)を頒行した。(2)、三合會に言及しないのはもとよりのこと、(3)、教義の説明を經傳に少しも求めないのみか、「詔書蓋璽頒行論」の如きは、「當今眞道書者三、無他、舊遺詔聖書・新遺詔聖書・眞天命詔書也。凡一切孔孟諸子百家、妖書邪説者、盡行焚除、皆不准買賣藏讀也」(黃再興)。

「遺詔書之頒行、一日不可緩也。安可秘而不宣、使天下良民、仍受妖書經傳之蠱惑哉」(程玉堂)と儒教を罵倒してゐる。その反面、南京に奠都すると先づ「舊遺詔聖書」^(約)を頒行し、ついで一八五三年末までは「新遺詔聖書」^(新)をも刊刻し、さらに翌一八五四年には Medhurst の作⁽²⁸⁾た漢文傳道書「天理要論」を「旨准頒行詔書」の一として頒行した。

そしてこれとともに詔書には全體的に聖書的術語成句の使用が多くなつてきた。(4)、殊に意を用ひたのは東王楊秀清の恩徳・功績を讃へることで、それは次の諸詔書に顯著である。太平救世歌(癸好三年新刻)、東王楊秀清の作。天父上主

皇上帝救世の大義、天兄耶蘇・天王洪秀全救世の功績を述べたものであるが、同時に東王の天命を受け身を以て贖病し黎

民を救つた功績を讃へてゐる。東王の功績を讃へる詔書はこれまでになく、天父に對し四字「擡頭」をすること、ひいては東王に對し一字「擡頭」することはこれが最初である。

天父下凡詔書（癸好三年新鑄）、癸好三年十一月二十日（一八五三・一二・一四）天父下凡して、天王が女官に對し嚴酷なること、幼主に對し寛容なることを怒責し、杖四十の刑を命じた際の記録。天父は下凡して楊秀清の體に附するのであるから、この天父下凡のことは、楊秀清の言には天王洪秀全も服しなければならないことを意味し、彼の權能を宣明せんがための詔書といへよう。そして天父下凡の翌日、彼は天朝を訪れて天王を或は諫め或は慰め、これより勸慰師聖神風を稱するやうになつた。

天情道理書（甲寅四年新刻）、天父・天兄の大權能・大憑

據・大恩德及び天王・東王・列王の教導の恩を宣明し、兄弟姉妹の堅耐心腸、修好練正して厚恩に背くことのないやうに勧めたもので、東王と他の王との差が、東王・列王と稱することによつて明白となつてゐる。

行軍總要（乙榮五年新刻）、東王の定めた行軍の際の號令集。その序には

東王親受天父天兄默中指授、神妙機宜、左輔天王、主宰天下、統馭寰區。自金田起義以來、由湖北・湖南・安徽諸省、直抵金陵、戰勝攻克、馬到成功、且閩閭安堵、若忘鋒鏑之驚、士女歸心、共効壺漿之獻、非東王智慮精詳、防維周密、訓練有素、賞罰至公、斷不及此。蓋東王具生知安行之資、展經文緯武之略、撥亂之治、除暴安良、功烈邁乎前人、恩威超於後世。蓋其時在運籌帷幄之中、所設規條號令、盡善盡美、誠爲亘古未見未聞者也。

と、東王を絶讃してゐる。

四

南京奠都以來一二年間に新たに頒行された詔書が、私がさきにこの期間に行はれたとした詔書改正の意圖と相照應することからみると、傳統的・儒家的色彩の強かつた太平天國が、南京に入つてから少くとも表面的にそれを拭ひ去らうと

したことにはほぼ疑ひあるまい。⁽²⁾ 而してそれは天王洪秀全の宗教的發展とも解されようが、また楊秀清の專權と無關であつたともいひ得まい。南京を占領してから一八五六年九月に楊章の亂が起るまで、太平天國の實權を握つてゐたものは東王楊秀清であつて、それ故にこそこの期の詔書に東王の功績を讃へたものが多いわけである。そして楊秀清の經歷は傳へが區々であるけれども、それらに一致する所は彼が無學文盲の徒であつたといふ點である。彼が儒家的教養を一應持つた天王洪秀全や南王馮雲山と異り傳統的なものに何等の未練も感じなかつたらうことは推測に難くない。殊に彼の歿後は、改正讃美詞は廢されてものものが復活し、「天下中國之天下」云云の檄文もまた顯れ、詔書に經傳の引用も見られるやうになる。楊秀清はキリスト教の理解の點でも洪秀全・馮雲山より劣つてゐたらしい。しかしこれらの點を併せ考へると、傳統的なものの廢棄には楊秀清の力が與つてゐるやうに思はれる。それ故にこそ聖書を刊行しその字句を繁用しながら、楊秀清を聖靈とするが如き、前よりも甚しいキリスト教義の無

理解さを暴露してゐるのではないか。(一九五〇・九・一稿)

(1) 詔書のはじめに「旨准頒行詔書總目」が附されてゐる。その最も新しいものと思はれる大英博物館所藏の「天朝田畠制度」・欽定前遺詔聖書」(太平天國叢書)の總目によつて記す。この中、

「天父聖旨」・「前遺詔聖書」・「太平救世譜」はそれぞれ「天父詩」・「新遺詔聖書」・「太平救世歌」の改名されたもの。

(2) 「記巴黎國家圖書館所藏太平天國文獻」(大公報・民國二十六年六月十三日・圖書副刊)・「劍橋太平文獻新錄」(國聞週報十三卷十二期)

(3) 蕭一山「太平天國叢書第一集」・「太平天國詔諭」・王重民・

前掲論文・郭廷以「太平天國史事日誌」

(4) このほかの詔書について結論だけ述べれば次の如くである。
なほHは“Hermes”的、Rは“Rattler”的將來せるもの。
“Hermes” “Rattler”については後文参照。

太平禮制 詩文鈔本が前、叢書本・彙纂本・Hが後、このほかケンブリッヂ大學には戊午八年新刻のものがあつて、詩文鈔本・

叢書本とは全く異なる(王重民・前掲論文参照)。

太平條規 叢書本・彙纂本・詩文鈔本・Hが前、野史本が後。

天父上帝言題皇詔 叢書本・彙纂本は同じ、野史本との關係は不

明。

幼學詩 羣書本・彙纂本・Hは同じ、詩文鈔本との關係不明。

三字經 詩文鈔本・野史本・Hの關係不明。

天朝田賦制度 史料本・Rが前、羣書本が後。

(5) 詔書の封面には新刻の年次が記されてゐる。改版の度に年次を改める場合もあるが、多くは初版の年次であるから、何れが改版か、新刻の年次では知ることがやまない。版の前後は「旨准頒行詔書總目」——それは既刊書の總目か未刊書を含めた總目か不明であるが、何れにしろ——に記された部數の多寡により決定されると思ふ。

(10) 以下 Medhurst の譯文とくらべて “Books of the T'hae-ping-wang Dynasty” とある。

(11) Proclamations. Visit to Chin-keang-foo. (Books of the T'hae-ping-wang Dynasty).

(12) 「羣書」には11冊の「天條書」があるが、その中、蕭氏の改正本と稱するは詩文鈔本と同じ。なんど(B)羣書本とくらるのは蕭氏のぐら初版本である。

Shanghae Miscellany, 1855.

(13) Translation of Proclamations, Brought from Nanking, by the “Rattler”. (Shanghae Miscellany, 1855).

The Insurgents at Nanking, 1854.

(17) (16) 當時の中國人の記録には「天條書」の全文を載せるものはないが、讀美詞だけはよくあふれてゐる。謝介鵠「金陵癸甲紀事略」

汪士鐸「乙丙日記」・張汝南「金陵省難紀略」に見える南京陥落直後の讀美詞は、何れも多少字句の相違はあるが、(A)(B)と同じだ。

(8) 張汝南「金陵省難紀略」

(9) “Papers respecting the Civil War in China, Presented to the House of Lords by Command of Her Majesty, 1853.” No.

太平天國詔書の改正について 市古

ある。また謝介鶴は甲寅年の條に讃美詞改正の事に言及し、東王が天王と議して

讃美上帝爲天聖父 是魂爺獨一眞人

讃美天爲救世主 是聖人捨命代人

讃美東王爲聖神風 是聖靈贖病救人

讃美西王爲雨師 是高天仁人

讃美燕王爲霜師 是高天忠人

讃美豫王爲露師 是高天直人

と變く、やがて燕豫二王の讃美句を刪去したと申してゐる。この讃美詞は「野史」・Shanghae Miscellany のそれと異つてゐるが、甲寅年に讃美詞の改訂されたことを暗示するものであらう。

(17) 二十一部以下の「旨准頒行詔書總目」には「太平救世歌」とあり、二十四部以上のそれには「太平救世誥」とあるから、「歌」かの「誥」に改められたことは確實である。

(18) The Vision of Hung-siu-tshuen and Origin of the Kwang-si Insurrection, Hongkong, 1854, p. 29. "Alter the corrupt and turn to the correct" は原名が何であるか詳かにしない故、韓文譯「太平天國起義記」の譯語に従つて「改邪歸正」とした。

(19) 王・郭氏前揭書參照。

(20) 「叢書」中の「太平詔書」に對する蕭氏の跋語。

“Cassini” の南京訪問に就くは “Campagne du ‘Cassini’ dans les mers de chine, Paris, 1889, Ch. XII. ランス使節

de Bourboulon 一行は “Cassini” 號にて一八五三年十一月三

十日に上海を發し南京を訪れ、十二月十八日に歸還してゐる。

“Hermes” の將來した詔書は十二部であるが、その後「天父上帝言題皇詔」・「新遺詔聖書」・「太平救世歌」の順に頒行された。しかして「新遺詔聖書」が “Cassini” や將來されたことは

Lin-Lie; Ti-ping Tien-kwoh, Vol. 1, p. 151. に記してある。

また「太平救世歌」の英譯が “North China Herald” の一八五三年十二月二十四日號に載せられてゐるから、これも恐らく “Cassini” によって將來されたものであらう。もうすれば全部

ト十五部となる。

(22) 辛開とは辛亥のこと。太平天國では丑・卯・亥をそれぞれ好・榮・開と改めてゐる。單月三十一日、雙月三十日とする太平天國の曆が何時から行はれたか明かでないが、辛開年にはまだ行はれなかつたと思ふから、この日附は陰曆と見る。

(23) 「記巴黎國家圖書館所藏太平天國文獻」

前揭書

(25) 太平曆と陰曆・陽曆の對照表は謝興堯「太平天國史事論叢」。

郭廷以「太平天國史事日誌」の中に收められてゐるが、兩表に一日のずれがある。即ち謝氏のそれは干支・曜日が合ふが、郭氏のは太平天國の甲子は清曆の癸亥に、太平天國の日曜は西洋の土曜に當つてゐる。郭氏には「太平天國曆法考訂」なる著述があつて、それに一日ずらしてゐる理由を述べてゐるさうであるが、私はこれを見てゐない。しかし當時の西洋人・中國人の記録には多く干支・曜日に一日ずれがあることを指摘してゐるから、郭氏の對照表に從ふ。

(26) 壬好三年(一八五三)より乙榮五年(一八五五)までに新たに頒行された詔書を、頒行の順に記せば次の如くである。舊遺詔聖書・三字經・天父上帝言題皇詔・新遺詔聖書・太平救世歌・建天

京於金陵論・貶妖穴爲罪謫論・詔書靈寶頒行論・天朝田畠制度・天父下凡詔書(以上壬好三年新刻)・天理要論・天情道理書・御製千字詔(以上甲寅四年新刻)・行軍總要(乙榮五年新刻)。なほ

“Hermes”のときは「三字經」おどり、「Cassini」のときは「太
平教世歌」おどり、「Susquehana」のときは「太
平Rattler」のときは「天理要論」まで頒行されてゐた。

(27) 「總目」の十四部のものは三字據頭、十五部以上のものは四字

據頭である。「總目」十五部の最後は「太平救世歌」で、これが

一八五三年十二月以前に頒行されたことは既述の通りである。

(28) 「遺詔聖書」は香港版 *Gützlaff* 譯の字句を若干變更したもの。

聖書は既に壬子二年頒行されたと見るむきもあるが(王重民・前掲書)、Bonham の南京にいつたときは、創世記の前半二十八章しか頒行されてゐず、その後 Bourboulon の南京にいつたとき迄に、創世記の殘部、出埃及記及びマタイ傳福音書が刊行されたものであるから、聖書は南京占領後はじめて刊行されたものと思ふ。

(Papers, op. cit., No. 6. Books of the Thae-ping-wang Dynasty.

Lin-Lie, op. cit.) 「天理要論」は Medhurst 著の上巻だけを頒行したものが、大體は原本のままで若干字句を訂正した程度である。

(王重民「劍橋太平文獻新錄」・T. T. Meadows; op. cit., p. 441).

(29) 同一名詔書の内容の異同は蕭氏「太平天國叢書」跋文に詳かである。

また詔書の前後比定の結果は全く王・郭爾氏と同じである。